

「Akros南麻布」利用規約

1. (目的)

- この利用規約（以下「本規約」といいます。）は、Vindauga株式会社（以下「当社」といいます。）が運営する「Akros南麻布」（以下「当教室」といいます。）を通じて提供するストレッチ指導、体操等を受講いただくすべての生徒（第2条に定義、以下「生徒」といいます。）に遵守していただく事項及び、当教室と生徒との間の権利義務関係を定めています。
- 生徒が本規約に同意したうえで当教室に所定の申込書より申し込み、所定の手続きを経て当教室がこれを承諾した場合、当教室との間に本契約（第2条で定義します。）が成立します。
- 当教室の利用者は、全て本規約に従って当教室を利用します。

2. (定義)

本規約において使用する以下の用語は、以下の各号に定める意味を有します。

- 「本契約」：本規約を契約条件として当社と生徒との間で締結される、当教室の利用契約を指します。
- 「生徒」：当教室を利用して当教室で学習指導を受講する全ての方を指します。
- 「会員」：当教室に入会し、月会費と利用料を支払って当教室を利用する生徒を指します。
- 「回数券生徒」：回数券を購入して当教室を利用する生徒を指します。
- 「体験レッスン生徒」：当教室を体験目的で利用する生徒を指します。
- 「講師」：当教室において生徒に対するストレッチ、体操等を指導する者を指します。

3. (登録手続き)

- 当教室の生徒になろうとする方は、本規約の内容に同意の上、当教室が定める手続きにより登録手続きを行います。
- 未成年者が登録するときは、本人とその法定代理人が連署して申し込むものとします。この場合、法定代理人は規約に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。
- 生徒は、前項に基づき登録した情報に変更が発生した場合、直ちに、登録情報の変更手続を行う義務を負います。
- 当教室は、当教室の裁量により、登録を拒否することがあります。

4. (登録資格)

当教室の登録資格は以下のとおりとします。

- 当教室の趣旨に賛同した方
- 本規約および別途当教室が定める諸規則に同意し、遵守する方。
- 医師等に運動を禁じられておらず当教室の利用に支障がないと申告された方(健康状態に疑義のある方は別途ご相談下さい。)

- 年齢、健康上などの理由により、当教室の利用に支障がない方（当教室の裁量で不相当と判断する場合があります。）

5. (体験レッスン手続)

- 体験レッスンの受講を希望する者（以下、「体験レッスン希望者」といいます。）は、体験レッスン受講にあたって、本規約を遵守することに同意します。
- 体験レッスン希望者は、当教室が定める体験レッスン申込書で当教室に申し込み、当教室が承諾した場合、体験レッスンを受講することができます。ただし、体験レッスン希望者の希望する講師の都合がつかない場合には、当教室が任意で適任の講師を紹介するものとします。
- 未成年者が申し込むときは、本人とその法定代理人が連署して申し込むものとします。この場合、法定代理人は全ての責任を本人と連帯して負うものとします。
- 次に掲げる者は、無料体験レッスンの申込をすることができません。
 - ・確定的に入会する意思を有しない者
 - ・講師の引抜き及びこれを前提とする目的で無料体験レッスンを利用しようとする者
 - ・当教室を介さずに当教室の講師から直接レッスンを受講することを目的とする者
 - ・講師との恋愛等の目的で無料体験レッスンを利用しようとする者
 - ・登録手続又は体験レッスン申込み手続において、虚偽の情報を申告した者
 - ・その他、当教室が当教室の利用が適切でないと判断した者

6. (入会手続)

- 体験レッスン生徒は、体験レッスン後、本規約を遵守することに同意したうえで、当教室が定める入会申込書によって入会を申し込むことができます。これに、当教室が承諾した場合、入会手続が完了します。
- 未成年者が申し込むときは、本人とその法定代理人が連署して申し込むものとします。この場合、法定代理人は全ての責任を本人と連帯して負うものとします。
- 当教室が入会費を定めた場合（事務手数料を定めた場合は事務手数料を含みます）、入会費用の支払が完了した時点で会員となるものとします。
- 入会手続きが完了した会員は、第9条に従って、当教室に対して、毎月の月会費と会員向け料金を支払っていただきます。

7. (回数券利用手続)

- 体験レッスン生徒は、体験レッスン後、入会しない場合でも回数券を購入することで回数券生徒として当教室を利用することができます。
- 回数券の有効期限は4回券4ヶ月8回券が5ヶ月間有効。家族間・もしくは固定された2名に限り共有可能。
- 回数券は、返金、払戻しおよび再発行はしません。
- 回数券の購入を希望する生徒は、当教室が定める回数券購入申込書によって回数券の購入を申し込むことができ

ます。これに、当教室が承諾し、回数券購入料金の支払が完了した時点で購入手続が完了します。

(5)未成年者が申し込むときは、本人とその法定代理人が連署して申し込むものとします。この場合、法定代理人は全ての責任を本人と連帯して負うものとします。

(6)当教室は、回数券生徒が当教室を利用する際、受講前に回数券を回収します。

8. (役務の提供)

1. 当教室は、講師を通じて、生徒に対し、以下のクラスの中から申込者が選択したメニューを指導します。大人クラスへの子供の参加が可能な場合があります（別途HP等でご案内します）。

| | メニュー |
|-------|-------------------|
| 子供クラス | 体操、ダンスなど |
| 大人クラス | ストレッチ、体操、エクササイズなど |

※各メニューの詳細については、別途当教室のHP等でご案内します。

2. 生徒は、当教室の承諾のもと、受講するメニューを追加、変更することができます。

9. (料金の支払)

1. 生徒は、登録手続き終了後、当教室が別途定める料金表に従い、当教室が定める方法に従って支払います。なお、支払に係る手数料は生徒の負担とします。休会する場合の料金は大人会費1,000円/月・子供会員2,000円/月になります。前月までに申告が必要です。

2. 契約期間中、本スクールが定めた料金が発生いたします。

3. 一旦納入した料金は返還致しません。

4. 生徒は、当教室が求めた場合、当教室に支払う料金とは別にスポーツ保険等に加入する義務を負う場合があります。

10. (キャンセルポリシー)

ご予約のキャンセルや変更は営業時間内(21時まで)に店舗へご予約の際のメール、メッセージ、または電話でご連絡ください。前々日(21時)までのキャンセルの場合、料金はかかりません。前日・当日キャンセルともに、レッスン料の100%をいただきます。

11. (指導形態)

1. 講師による生徒への個別指導は、以下のとおりとします。

指導内容：利用者が申し込んだメニュー

時間：1レッスン55分～1時間30分

場所：東京都港区南麻布4-15-9

形態：講師が直接生徒に個別に指導します。

2. 講師は、生徒に対して、指導時間外で個別指導、フォローアップ（電子メール、SNS,DM等での質問を含む）をする義務を負いません。

12. (中途解約)

1. 利用者は、月会費の途中で解約することができず、事前に当教室にお支払いただいた料金等は、理由の如何を問わず返金されません。

2. 利用者が、契約期間中、当教室に来校せずに学習指導の受講をしなかったとしても、事前に当教室にお支払いただいた月謝等は返金されません。

13. (教材等の管理)

1. 生徒は、当教室の指導を受けるために必要な用具を全て自らの費用で準備するものとします。

2. 生徒は、自己の用具等の管理について自ら責任を負い、当教室は、当教室に故意又は重大な過失がない限り一切責任を負いません。

14. (禁止事項)

1. 当教室は、利用者による当教室の利用に際して、以下の各号に定める行為を禁止します。

(1) 本規約に違反する行為

(2) 当教室が行った指導の内容を、不当な目的で第三者へ開示、複製、SNS・インターネット上での発信等をする行為

(3) 当教室、講師、他の利用者、その他第三者の知的財産権、肖像権、プライバシー権、その他の権利又は利益を侵害する行為

(4) 講師や他の利用者への暴言、脅迫又は当教室の円滑な運営を妨げる行為

(5) 不当に他人の名誉や権利、信用を傷つける行為又はそのおそれのある行為

(6) 法令又は条例等に違反する行為

(7) 他の利用者による当教室の利用を妨げる行為

(8) 犯罪行為、犯罪行為に結びつく行為若しくはこれを助長する行為又はそのおそれのある行為

(9) 青少年の心身及びその健全な育成に悪影響を及ぼすおそれのある行為

(10) 伝染病等への罹患、その疑いがあるにも関わらず当教室に入場する行為

(11) 健康状態を害しており、運動することが好ましくないと判断されるにも関わらず当教室に入場する行為

(12) 許可なく本当教室において物品の売買や勧誘をする行為

(13) 当教室の施設内に落書きや造作をすること、危険物を持ち込む行為

(14) 痴漢、覗き、露出、ストーカー行為等法令及び公序良俗に反する行為（風俗系マッサージ類行為を要求する行為を含む）

(15) 飲酒後の入室、当教室内での飲酒・喫煙をする行為

(16) その他当教室が不相当と判断する行為

2. 当教室は、利用者の行為が、第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合、事前に通知することなく、以下の各号のいずれか又は全ての措置を講じることができます。

(1) 本教室の利用制限

(2) 本契約の解除による退会処分

(3) その他当教室が必要と合理的に判断する行為

15. (解除)

1. 当教室は、利用者が以下の各号のいずれかに該当した

場合、何らの通知等を要することなく、本契約を解除し、退会させることができます。

- (1) 本規約に違反した場合
 - (2) 登録情報・申込情報に虚偽の情報が含まれている場合
 - (3) 当教室、他の利用者又は第三者に損害を生じさせる行為で当教室を利用した、又は利用しようとした場合
 - (4) 当教室の運営を妨害した場合
 - (5) その他当教室が不適当と判断した場合
2. 前項各号に定める場合のほか、当教室は、利用者に対して7日前までに事前に通知することにより、本契約を解除し、退会させることができます。

16. (非保証・免責)

1. 本教室は、別途定める定期の休業日を設けるほか、施設整備、その他やむえない事由が発生した場合、臨時休業することがあります。
2. 当教室が講師を通じて行う指導の内容は、講師が善良なる管理者としての注意義務をもって誠実に提供されますが、その正確性及び有効性等を保証するものではありません。
3. 当教室が提供する指導は、生徒の運動機能向上を目的として提供しますが、何らかの成果を保証するものではありません。
4. 利用者が他の利用者や第三者との間にトラブル・紛争等が生じて、当教室は一切責任を負いません。
5. 当教室は、天災、地変、火災、戦争、内乱、感染症の流行その他の不可抗力により本契約の全部又は一部に不履行が発生した場合、一切の責任を負いません。

17. (損害賠償責任)

1. 利用者は、本規約の違反又は当教室の利用に関連して当教室に損害を与えた場合、発生した損害（逸失利益及び弁護士費用を含みます。）を賠償します。
2. 当教室は、当教室の帰責事由により利用者に損害を与えた場合、現実かつ直接に発生した通常の損害（特別損害、逸失利益、間接損害及び弁護士費用を除く。）の範囲内とし、かつ直近1か月分の利用料金を上限として、その損害を賠償します。ただし、当社の故意または重過失がある場合はこの限りではありません。

18. (当教室の利用提供の廃止)

1. 当教室は、当教室の利用提供を廃止すべきと合理的に判断した場合、当教室の利用提供を廃止できます。
2. 前項の場合、当教室に故意又は重大な過失がある場合を除き、当教室は一切の責任を負いません。

19. (秘密保持)

1. 利用者及び当教室は、学習指導の提供に関して、相手方から開示された秘密情報を第三者に開示又は漏洩してはなりません。なお、秘密情報とは、文書、電磁的データ、口頭その他形式の如何を問わず、又は秘密の表示若しくは明示又はその範囲の特定の有無にかかわらず、本サービス導入に関して開示された相手方の技術上、営業上又は経営上の情報をいいます。
2. 次の各号の情報は、秘密情報に該当しないものとしま

す。

- (1) 開示を受けた時、既に所有していた情報
- (2) 開示を受けた時、既に公知であった情報又はその後自己の責に帰さない事由により公知となった情報
- (3) 開示を受けた後に、第三者から合法的に取得した情報
- (4) 開示された秘密情報によらず独自に開発し又は創作した情報
- (5) 法令の定め又は裁判所の命令に基づき開示を要請された情報

3. 当教室は、秘密情報を学習指導の提供・改善のため必要のある役職員（雇用契約、委任契約又は業務委託契約等の契約形態を問わず自己の業務に従事する者をいいます。）共同研究者、業務委託先、外部アドバイザー等であって秘密保持義務を負う者にのみ開示できるものとし、かつ開示目的以外の目的には使用しないものとします。

20. (反社会的勢力の排除)

1. 利用者及び当教室は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを保証します。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 利用者及び当教室は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれにも該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 利用者及び当教室は、相手方が、暴力団員等若しくは

第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定にもとづく表明・保証に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、自己の責に帰すべき事由の有無を問わず、相手方に対して何らの催告をすることなく本契約を解除することができます。

4. 利用者及び当教室は、前項により本契約を解除した場合には、相手方に損害が生じたとしてもこれを一切賠償する責任はないことを確認し、これを了承します。

21. (連絡・通知)

指導に関する問い合わせその他利用者から当教室に対する連絡又は通知、及び本規約の変更に関する通知その他当教室から利用者に対する連絡又は通知は、電子メールその他当教室の定める方法で行います。通知は、当教室からの発信によってその効力が生じます。

22. (地位の譲渡等)

利用者及び当教室は、相手方の書面による事前の承諾なく、本契約上の地位又は本規約に基づく権利若しくは義務の全部又は一部につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。

23. (個人情報の取り扱い)

当教室における個人情報の取り扱いに関しては、別途定める「プライバシーポリシー」に基づき取り扱います。

24. (分離可能性)

1. 本規約の規定の一部が法令に基づいて無効と判断されても、本規約の他の規定は有効とします。
2. 本規約の規定の一部がある利用者との関係で無効又は取消となった場合でも、本規約は他の利用者との関係では有効とします。

25. (本契約の有効期間)

本契約の有効期間は、本契約成立時から利用者が退会するまでの間とします。なお、第25条、第17条、第19条、第27条の規定は、本契約の終了後も有効に存続するものとします。

26. (本規約の変更)

1. 当教室は、以下の各号のいずれかに該当する場合は、民法第548条の4の規定に基づき本規約を随時変更できます。本規約が変更された後の本契約は、変更後の本規約が適用されます。
 - (1) 本規約の変更が、利用者の一般の利益に適合するとき
 - (2) 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
2. 当教室は、本規約の変更を行う場合は、変更後の本規約の効力発生時期を定め、効力発生時期の2週間前までに、変更後の本規約の内容及び効力発生時期を利用者に通知、当教室のホームページ上への表示、当教室内への掲示等その他の方法により利用者に周知します。
3. 前二項の規定にかかわらず、前項の本規約の変更の周知後に利用者が当教室を利用した場合又は当教室所定の期間内に利用者が解約の取手続を取らなかった場合、当該利用者は本規約の変更に同意したものとします。

27. (合意管轄)

利用者と当教室との間における一切の訴訟は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

28. (その他)

1. 利用者は、本規約に定めのない事項について、当教室が細目等を別途定めた場合、これに従います。この場合、当該細目等は、本規約と一体をなします。
2. 細目等は、当教室所定の箇所に掲載した時点より効力を生じます。
3. 細目等と本規約の内容に矛盾抵触がある場合、本規約が優先します。

附則

2024年8月15日：制定・施行